

多可町集中改革プラン

(平成17年度～平成21年度)

平成19年3月26日

多 可 町

* * * * * 目 次 * * * * *

I 本プランの趣旨	1
1 集中改革の必要性	1
2 集中改革の基本	1
3 集中改革の期間	1
4 集中改革の取組	1
II 具体的な取組事項	
1 事務・事業の再編・整理、統廃合	3
2 職員の管理及び能力開発	8
3 行政サービスの充実及び公共施設の運営	1 1
用語の説明	1 4

I 本プランの趣旨

1 集中改革の必要性

国・地方の厳しい財政状況の中にあつて、進展する地方分権の受け皿として市町村が機能するためには、「基本的自治体」としての行財政能力の拡充が必要であることは明らかです。

しかしながら、本町は合併により財政力が向上したわけではなく、今後とも非常に厳しい状況にあることは変わりません。これからの地域社会は、少子高齢化の社会情勢の中、社会保障サービスの需要の高まり、住民ニーズの多様化・高度化が予想されます。

こうした中、多可町総合計画を基本とした各種まちづくり計画の実現を図り、満足度の高い住民生活の達成を図るためにも、行政改革は、最重要課題として推進しなければなりません。ここに集中改革プランを策定し、より行政のスリム化・効率化を図ります。

2 集中改革の基本

厳しい行財政環境・限られた人材の中、地方分権や少子高齢化・人口減少時代の到来など社会の変化に柔軟に対応できる行財政システムの確立を図り、自主・自立の町づくりを基本とします。

また、行政全般にわたるスリム化と住民ニーズの多様化にも住民・地域・行政の役割分担を見直し、住民生活に不可欠な分野に行政の経営資源を重点的に投入することとし、行政コストの削減だけでなく持続可能な行政経営を目指していきます。

3 集中改革の期間

合併当初から取り組んでいる改革も含め、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

4 集中改革の取組

具体的な行政改革への取組を集中的に実施するため、本プランを策定し、以下の点に留意して改革を推進します。

(1) 健全な財政運営の構築

財源の確保や経費の削減により、将来にわたって住民が安心して暮らせる財政基盤を確立します。

(2) 効率的・効果的な行政システムの構築

事務・事業の見直しや住民との協働によるまちづくりと住民ニーズに的確かつ柔軟に対応できるシステムを構築します。

(3) 職員の資質の向上

職員一人ひとりが事務・事業の費用対効果などの経営感覚を持ち、積極的な改善・改革の意欲を醸成します。

(4) 目標の明確化

事務・事業に中長期的及び年次的目標を明確に掲げ、適正な進行管理と評価を行うことをシステム化します。

II 具体的な取組事項

1 事務・事業の再編・整理、統廃合

取組事項	行財政改革の推進				
取組方針	<p>市町村合併が最大の行政改革とされる中、中町・加美町・八千代町が合併し、多可町が誕生した。</p> <p>合併後においては、次に掲げる計画や制度化により、最少の職員及び費用で最大の効果を引き出すため、各種事務・事業の再編・整理・統廃合など、時代に即応した改革を継続して実施し、健全な財政運営と効率的な行政運営を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多可町総合計画に基づく計画的な町づくり ・職員の定員適正化計画に基づく人員管理と職員の資質の向上 ・行政評価システムの導入による効率的な事業の実施 ・住民への政策情報の開示とパブリックコメントの制度化 ・行政改革の進捗把握 				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政改革推進委員会の設置		設置			
行政改革推進本部の設置		設置			
行政改革大綱の策定		策定			
集中改革プランの策定		策定			
集中改革プランの実行・検証			実施	→	→

取組事項	組織・機構の見直し				
取組方針	<p>地方分権という大きな時代の流れの中、社会情勢・行政課題の変化に機動的に対応できるよう、時代に即応した課・室等の設置・統廃合を行い、指揮命令系統の明確化と併せ意志決定のスピード化を図る。</p> <p>各種委員会・審議会等は、法令等で義務づけられているもの以外については、類似・関連する委員会・審議会等は統廃合する。さらに委員数についても機能に支障のない範囲で人数を抑える。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事務・事業体制の見直し		随時検討	→	→	→
各種委員会・審議会等の見直し			随時検討	→	→

取組事項	行政評価システムの導入				
取組方針	<p>近年の非常に厳しい財政環境にあつて、限られた財源の中で真に必要な事務・事業を選択し、効果的、効率的に実施するためには、事務・事業の成果を検証し、本来の目的に照らして評価を行い、行政活動を絶えず見直すことが必要である。</p> <p>そのため、事務・事業に「成果主義」・「競争原理」等の考え方を取り入れ、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・見直し（Action）の行政評価システムを導入し、事務・事業の整理・統廃合に取り組む。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政評価制度検討委員会の設置			設置		
行政評価システムの構築			構築		
行政評価システムの導入			導入	実施	→
行政評価に基づく事務・事業の見直し				検討	実施

具体的な事業への反映は次のようになります。

- ・第1年次 事業実施
- ・第2年次 決算・実績の確定。事業の評価及び見直し。翌年度の予算化。
- ・第3年次 評価システムを反映した事業実施。

取組事項	庁舎の統廃合				
取組方針	<p>行政機能が、本庁舎、健康福祉センター、上下水道センター及び中央公民館に分散しており、更に町合併による住民へのサービス低下を防ぐために、加美区・八千代区に地域局を設置している。</p> <p>このように行政機能が6事務所に分散している中、庁舎の老朽化による庁舎管理費の高騰が懸念される。今後、事務所の集約化とその他複数ある同種施設のあり方及び活用方法について検討する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
庁舎等のあり方検討委員会の設置			設置・検討		
庁舎等のあり方の見直し			実施	→	→

取組事項	補助金等の見直し				
取組方針	<p>補助金は、「政策補助」と「団体補助」に大別できる。合併時に補助金の統廃合を行ったが、現在においても旧町来の歴史・経緯に基づく補助金が相当数存続している。これらの補助金には、「地域固有の継承すべき伝統への助成」もあるが、新しく多可町としての助成体系の中での補助にシフトしていく必要がある。</p> <p>一方、同種・類似の補助金については、整理統合を進めるとともに、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費の負担のあり方等を見直し、総額ベースで削減する。</p> <p>また、国、県における制度・事業の改正や廃止による住民への行政サービスの低下を防ぐため、町の費用負担が増加の傾向にある。これらについては、住民理解を求め、一般財源負担の抑制に努める。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
補助金・負担金制度の見直し		随時見直し	→	→	→
町単独補助の削減		検討	実施	→	→
補助金のサンセット方式の導入		検討	実施	→	→

取組事項	公共工事等投資事業の見直し				
取組方針	<p>建設事業は、全事業の計画段階において、事業の必要度・緊急性の検証とあわせ、事業の費用対効果及び建設時における町費負担とともに維持管理費や起債による後年度の町財政への影響を考慮し、事業を選択する。</p> <p>町単独建設事業については、事業費の上限を年間一般会計予算の1%以内に設定し順次実施する。</p> <p>また、入札制度については、より公正で透明性の高い契約手続きとして「一般競争入札」の導入に取り組む。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
普通建設事業の抑制		検討	実施	→	→
町単独普通建設事業の上限設定			実施	→	→
一般競争入札の導入			検討	実施	→

取組事項	ソフト事業の見直し				
取組方針	<p>同種同類のソフト事業については、多可町としての実施要項を新しく策定し、町全域からの積極的な住民の参画と事業の一本化を進めることにより、経費の抑制と「町の一体感」の醸成に努める。</p> <p>また、各種団体が各区で実施している事業についても、開催の一本化に向け協力を促す。</p> <p>一方、地域固有のソフト事業については、多可町の地域特性としての位置づけのもと、新たな体系の中での事業実施にシフトする。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
イベント調整委員会の設置			設置・検討	検討	→
同種類別のソフト事業の見直し		検討	実施	→	→

取組事項	事務経費の抑制				
取組方針	<p>事務経費の主なものとして、事務消耗品費、出張旅費、資料・お茶等の会議費、光熱費などがあり、5%の削減に取り組む。</p> <p>事務消耗品費は、町としての単価入札制度により経費の抑制に努め、出張旅費は、交通費のみの支給とし、出張諸費の支給を全廃している。</p> <p>会議資料や住民等への配付印刷物は、庁内印刷とし、光熱費は、節電により契約電力の低減を行い、経費を節減する。</p> <p>また、公用車については、効率的な配車と管理体制を見直し、維持費を低減する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
取り決め事項の周知徹底		実施	→	→	→
公用車管理点検簿の設置(総務課)			設置	→	→
消耗品の単価入札・物品購入の一元化	実施	→	→	→	→
資料・配布物の庁内印刷	実施	→	→	→	→

取組事項	町税等自主財源の確保				
取組方針	<p>自主財源の基本となる町税は、税源移譲等今後益々その重要性を増すこととなる。</p> <p>税務課内に収納対策室を設置し、納期内納税の啓発、納税の督促や滞納整理を行っている。今後においては、口座振替の推進とともに、滞納税については収納対策本部の設置と滞納処分の実施等により、徴収率の向上を図る。</p> <p>公共料金等（上下水道料、町営住宅家賃、給食費、保育料）の未納対策についても町税同様収納強化を図る。</p> <p>また、その他施設使用料や事業分担金等受益者負担の適正化を図るとともに、町有財産の売却、ホームページや町広報への広告掲載など新規収入の確保を図る。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収納対策本部の設置	設置・実施	→	→	→	→
滞納処分の実施			検討・実施	→	→
公共料金等の収納強化	実施	→	→	→	→
ホームページ・町広報の広告募集		実施	→	→	→
受益者負担の見直し		随時見直し	→	→	→

2 職員の管理及び能力開発

取組事項	職員の定員適正化				
取組方針	<p>定員適正化計画の策定により、定員管理の適正化を計画的に推進する。課題施策への重点配置なども積極的に行いながら、事務・事業の整理や組織の見直しに応じた効率的な人員配置を行う。</p> <p>退職に伴う補充については極力抑えるが、将来を支える人材の計画的な確保のためにも、新規採用については毎年2名とし、事務量の増大に対しては現有人員の的確な配置転換により対応し、平成22年度までに、7%（21人）の職員を削減する。</p> <p>また、より一層の定員削減を図るため、退職勧奨制度を今後も活用する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
定員適正化計画の策定		策定			
定員適正化計画に基づく定員管理			実施	→	→
新規職員採用の抑制		検討	実施	→	→
退職勧奨制度の活用	実施	→	→	→	→

取組事項	職員の給料に関する取り組み				
取組方針	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施し、平成18年10月より職員の給与水準を平均4.7%引き下げるとともに給料表を8級制から6級制に再編し号給を4分割、55歳以上については昇給の抑制を行う。</p> <p>また、公務員制度改革の動向を注視しながら、職員の意欲と能力を引き出し、職務能力を向上させていくため、従来の年功序列型給与体系から能力・実績を重視する給与体系へ移行する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
給料水準の引き下げ		実施			
給料表の再編		実施			
昇給時期の統一		実施			
高齢者昇給抑制		実施	→	→	→
能力・実績主義の導入			検討	実施	→

取組事項	職員手当の見直し				
取組方針	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しにより、調整手当5%を廃止し、地域手当を導入、医師職以外の全職員について無支給とする。</p> <p>他の職員手当について、通勤手当・住居手当については国に準じた支給条件に見直し、時間外勤務手当については、適正な人員配置及び各課内の応援体制を整えるとともに、職員の意識改革と能力の向上を図り、時間外勤務時間数を削減する。</p> <p>また、管理職手当については役職ごとの手当額の定額化により、抑制を図る。</p>				
取組の具体的な内容	実施目標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調整手当の廃止		実施	→	→	→
地域手当の導入		実施	→	→	→
寒冷地手当の廃止		実施	→	→	→
特殊勤務手当の見直し	実施	→	→	→	→
時間外勤務手当の削減			実施	→	→
管理職手当の見直し			検討	実施	→
通勤手当の見直し			検討	実施	→
住居手当の見直し			検討	実施	→
役職加算の見直し		検討	実施	→	→

取組事項	給与等の透明性の確保				
取組方針	<p>職員の給与等の公表については合併前から実施しているが、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、任用・給与・勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒など人事行政全般の運営状況について公表を行う。</p>				
取組の具体的な内容	実施目標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員の給与等の公表	実施	→	→	→	→
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例		制定	施行	→	→
人事行政の運営等の状況の公表(人事行政全般)		検討	実施	→	→

取組事項	人件費等の抑制				
取組方針	<p>職員については、給与の見直しとともに、定員の適正化に伴う職員数の削減により、人件費を抑制する。特別職の給与及び各種委員についても人数・報酬の見直しを図る。</p> <p>嘱託・臨時職員については、合併時に一般事務職については削減を行った。専門的職種の職員についても、新たな雇用方針を決定し、賃金等を見直す。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員数削減		検討	実施	→	→
常勤の特別職の給与の見直し		検討	実施	→	→
非常勤の特別職(各種委員)の人数・報酬の見直し			検討	実施	→
嘱託・臨時職員の賃金等の見直し		検討	実施	→	→

取組事項	人材育成と職員の意識改革・能力開発				
取組方針	<p>人材育成基本方針に基づき、研修・組織・人事などの制度を有効に機能・連携させ、長期的な展望と幅広い視野に立った総合的な人材育成を推進するとともに、人を育てる職場風土を醸成し、職員一人ひとりが誇りとやりがいを持って仕事に取り組むことができる環境を実現する。</p> <p>また、資質の高い職員による行政運営と人的資源の開発・育成に努めるとともに、新しい時代の変化に対応できる人材を育成するため、職員研修を充実する。</p> <p>さらに、職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果を把握できる人事評価システムを構築し、人材育成と連携した人事管理を行い、加えて、昇任試験の導入などにより意欲ある優れた職員を積極的に登用し、組織の活性化を図る。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人材育成基本方針の策定・推進		実施	→	→	→
研修基本方針の策定・推進		実施	→	→	→
人事評価制度の導入			検討	実施	→
昇任試験の導入			検討	実施	→
健康管理対策の推進		実施	→	→	→
委員会等委員への女性の登用		実施	→	→	→

3 行政サービスの充実及び公共施設の運営

取組事項	受益者負担の適正化				
取組方針	合併協議により、旧町間で統合できなかった水道料金及び下水道使用料の受益者負担等公共サービスにかかわる料金について、早期に格差是正を行う。				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
水道料金の統一			検討	→	実施
下水道使用料等の統一			検討	→	実施
合併浄化槽維持管理の取扱い			検討		

取組事項	行政サービスの向上				
取組方針	<p>住民参加を基本とした取り組みを進めていくため、各施設に「意見箱」を設置し、来庁者・来場者の意見をサービス・接客の向上や施設の運営に反映するとともに、情報の共有化などまちづくりを進めていくためのシステム化と体制の整備を行う。</p> <p>公共サービス改革法の施行に伴う公共サービス（窓口業務）の民間委託の検証と、総合窓口化の検討を行う。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
住民説明会の開催		検討	実施	→	→
地域局の見直し及び総合窓口化の検討			検討	実施	→
公共サービスの民間委託					検討
広報（広報誌、HP、かみ TV 及び行政無線）の充実	実施	→	→	→	→
各施設に「意見箱」の設置			実施	→	→
地域情報化検討委員会の設置		設置			
高度情報化への対応			調査	実施	→

取組事項	公の施設に指定管理者制度実施の推進				
取組方針	<p>民間の技術やノウハウ等を活用し、公共サービスの向上と事務効率を図ることを目的とした指定管理者制度の導入に積極的に取り組む。</p> <p>現在管理委託している施設については、指定管理者を導入し、直営の施設についても管理内容の検証を実施し、順次導入する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公の施設の指定管理者導入に対する検証	検討				
直営施設・指定管理者施設の区分	検討	見直し	→	→	→
管理委託施設の指定管理者制度の導入		実施	→	→	→
直営施設の指定管理者制度の導入		検討	実施	→	→

取組事項	公の施設の統廃合（払い下げを含む）				
取組方針	<p>合併協定による庁舎方式の採用から、旧町で使用していた公用施設について、公共施設のあり方検討委員会で協議し、同種施設の統廃合・払い下げも含め有効活用を進める。</p> <p>また、老朽化している施設の廃止及び撤去も含め検討する。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
庁舎等のあり方検討委員会の設置		設置			
公共施設検討委員会の設置			設置		
同種の施設の有効活用と統廃合			検討・実施	→	→

取組事項	地方公営企業等の健全経営の確保				
取組方針	<p>地方公営企業（中区水道事業）については、「公営企業経営健全化計画」を策定し、計画的な施設管理と民間的な経営手法を取り入れ、経営基盤の強化と自立性を確保するとともに、簡易水道事業（加美区・八千代区）についても、企業的経営感覚をもって事業を推進する。</p> <p>また、下水道事業については、公共下水道事業・農業集落排水事業・コミュニティプラント事業など、地域によってその形態は違うが、計画的な施設管理と接続可能な施設の統合などにより、経営の健全化を図る。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公営企業経営健全化計画の策定		策定	実施	→	→
簡易水道経営計画(仮称)の策定			策定・実施	→	→
下水道事業経営計画(仮称)の策定			策定・実施	→	→

取組事項	公共団体等の見直し				
取組方針	<p>合併に伴い、各種公共的団体の統合強化を図り、町からの補助金を含め事業集約に向け協力を促す。</p> <p>特に、指定管理者制度の導入にあたり、第3セクター等の経営状況が、町財政に影響を及ぼさないよう適切な監視を行う。</p> <p>また、施設管理団体の法人化に対して、指導及び助成に積極的に取り組む。</p>				
取組の具体的な内容	実 施 目 標				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
公共団体の合併、強化	実施	→	→	→	→
第3セクター等の経営状況把握と適正な指導		実施	→	→	→
第3セクター等の民営化の研究				検討	実施

用 語 の 説 明

用 語	説 明
パブリックコメント	行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度のことです。
一般財源	財源の用途が限定されず、どのような経費にも使用できる財源のことです。
サンセット方式	制度や事業などで、あらかじめ終期を明示しておくことです。
ソフト事業	人材育成事業・文化事業・交流事業・イベント事業など、建設などを伴わない事業のことです。
税源移譲	納税者が国へ納める税金（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税金（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。
公債費	町債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
指定管理者制度	地方公共団体などが所有する公の施設の管理について、営利企業のほか社会福祉法人などの公益法人や NPO 法人、自治会等法人格をもたない団体でも管理者となれる制度のことです。